

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	地方自治	全地方自治体における法人地方税、償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能化	法人の申告業務の簡素化のため、すべての地方自治体で法人地方税、償却資産税の電子申告ができるようにすべきである。	日本経済団体連合会	総務省	平成25年4月現在、法人市町村民税の電子申告が可能な自治体は1,410市町村、固定資産税の償却資産の電子申告が可能な自治体は1,381市町村(特別区は東京都において対応)となっており、全市町村の約8割で利用可能となっているところです。また、平成25年12月までに、法人市町村民税の電子申告が可能な自治体は1,692市町村(全市町村の約98%)、固定資産税の償却資産の電子申告が可能な自治体は1,667市町村(全市町村の約97%)となる見込みとなっているところです。	現行制度下で対応可能	—	納税者の利便性向上のため、引き続きeLTAXの運用費用等について所要の地方財政措置を講じるとともに、未対応団体がさらに少なくないように働きかけを行います。
2	4月15日	5月2日	5月31日	地方自治	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。もしくは、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	全国地方銀行協会	総務省	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。また、地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	対応不可	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。また、地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	現行制度において指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確保に担保する必要があるためです。地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることや、調査後もこれを変更すべき社会情勢の変化もないことから、現行制度を維持すべきであると考えています。
3	4月17日	5月2日	5月31日	地方自治	生命保険会社による住民票の写し等の請求事務の負担軽減	お客さまあてに迅速に重要な通知を送達できるよう、生命保険会社から保険契約に基づく債務の履行等のために住民票の写し等の交付がなされた場合、各市区町村における事務処理基準の徹底及び更なる明確化を図る。 ①生命保険会社の申出責任部署の責任者が交付の申し出を行う場合、代表者の資格証明書の添付が不要であることを徹底する。 ②本店等所在地が記載された生命保険会社のホームページの写しが提出された場合、登記事項証明書の添付が不要であることを明確化する。 ③生命保険契約に係る証明資料の様式を明確化する。	生命保険協会	総務省	市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者であつて、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があつた場合、住民票の写し等を交付することができます。市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者であつて、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があつた場合、住民票の写し等を交付することができます。市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者であつて、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があつた場合、住民票の写し等を交付することができます。	現行制度下で対応可能	住民基本台帳法第12条の3	住民票の写し等の交付事務は市町村の自治事務であり、交付の申出においてどのような資料を添付させるかについては、最終的には市町村において判断されることとなるものであるが、御提案の内容については、既に「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付があつた場合の対応について」(平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長あて事務連絡)において地方公共団体に取扱いを示しているところであり、この通知を踏まえて市町村において適切に対応されるものと認識しています。
4	4月1日	7月9日	7月31日	地方自治	自治体データ(税、国保、年金など)について、自治体の電算規則(戸籍法第8条に準じたデータ保管に関する規定)により、庁舎外に持ち出すことを禁じている自治体の規程を見直すこと。【具体的内容】住民情報を含むデータ(税、国保、年金など)について、自治体の電算規則(戸籍法第8条に準じたデータ保管に関する規定)により、庁舎外に持ち出すことを禁じている自治体の規程を見直すこと。【提案理由】クラウドの利活用を推進するためには、クラウドサービスの実態に合わせた制度見直しが必要であるため。	融合研究所	総務省	地方公共団体は個人情報保護法によりその保有する個人情報の適正な取扱確保に必要措置を講ずることとされており、各地方公共団体において条例の制定等がなされているところです。	現行制度下で対応可能	個人情報保護関連法規	各地方公共団体においては、個人情報保護審査会等での対象データに係る取扱いの検討などを踏まえた関係規定に基づき、適切にクラウドの導入がなされているところです。	
5	5月8日	6月6日	7月31日	地方自治	固定資産税の家屋評価補助業務の民間委託促進について	固定資産の課税対象である家屋の評価事務で補助的な事務については民間委託が可能とされている(平成19年3月30日、総務省自治税務局固定資産税課長通知)。民間委託することにより、自治体は、課税漏れ防止などによる公平性・公正性の確保、重要な施策の実現に向けた人材の有効活用など、行財政面におけるメリットがある。しかしながら、昭和25年固定資産税の創設以来、地方税法第405条に規定されている固定資産評価補助員(自治体の税務担当職員)が補助的業務も含めて評価事務全般を行っており、また、前述の通知が民間委託に対し消極的な書きぶりのため、補助的業務の民間委託が可能かについて必ずしも自治体に理解されていないことや、自治体に民間委託に対する抵抗感(公権力の保持と説明責任の所在など規制緩和への理解不足)が存在することなどから、現状では十分に進んでいるとは言えない。官から民への規制改革の流れの中で、総務省から自治体に対し、固定資産税の家屋評価補助業務の民間委託の促進に関し、もっと積極的な通知の発出等の措置を図ってもらいたい。	(株)産研九州(一社) 日本補償コンサルタント協会	総務省	固定資産の実地調査及びそれに基づく評価に関連する補助的な事務については民間に委託することが可能であることは平成19年3月30日に発出した総務省自治税務局固定資産税課長通知で各自治体にお示ししており、同通知においては、航空写真の撮影等外から判別できる現況把握、評価額の算定に係る電算事務、評価計算ソフトの作成等民間委託が可能か事例を具体的に示し、民間委託の活用について検討をお願いしているところです。通知の発出後も通知の内容や趣旨等については、地方団体向けの研修や会議等を通じて周知してきたところです。	現行制度下で対応可能	地方税法第408条、第409条	今後も機会を捉えて、平成19年3月30日に発出した通知の内容や趣旨等について周知徹底を図ります。
6	9月13日	11月1日	11月15日	地方自治	市町村ごとに異なる固定資産税納付書フォーマットの統一、一括納付窓口の設置	(提案内容) 固定資産税等の納付書について、全国的にフォーマットを統一していただきたい。また、さらなる事業者負担の軽減を図るため、一括納付が行える窓口の設置を検討していただきたい。 (提案理由) 固定資産税の納付書は、市区町村ごとに独自の様式が使われているために、多数の市区町村に納税する企業は事務負担が大きく、納税ミスにつながるおそれがあるため。	民間企業	総務省	・ 固定資産税は市町村税であり、賦課徴収も別主体である各市町村がそれぞれ独立に行っています。 ・ 固定資産税の納付書は、各市町村において、納税通知書の送達時などに、納税者の納付の便のため送付しているものです。 ・ 固定資産税の納付は、多くの市町村において、口座振替によっても行うことができるものとされています。	その他	—	・ 固定資産税の納付書は、基本的に、納税義務者の方に記入して頂く事項ではなく、各市町村から送付された納付書そのまますま納付先に持参頂ければ納付可能であることから、納税義務者の方の事務負担は大きいものと考えます。 また、同一市町村内では、固定資産税以外の税や債権についても基本的に同一フォーマットで納付書を作成しているものと考えられることから、仮に固定資産税のみ統一フォーマットを定めて各市町村に対して義務づけられた場合は、かえって混乱や事務負担を招くおそれがあるものと考えます。 ・ 固定資産税の納付は、多くの市町村において、口座振替によっても行うことができるものと考えられており、納税者の方への便宜が図られていると考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
7	10月17日	12月24日	1月17日	地方自治	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	<p>地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。もしくは、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。</p> <p>【提案理由】 地方自治法施行令では、地方公金の取納・支払いの事務について、指定金融機関(以下「指定金」)の責任とともに、指定金の担保提供義務を規定している。公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融機関が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となること、②個別地方公共団体と指定金との私法上の契約により損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されているため、法令で全ての指定金に担保提供を義務付けることは過剰な規制と考える。</p> <p>担保提供義務については、①取納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融機関が破綻した場合でも原則営業日から払戻しが可能となること、②個別地方公共団体と指定金との私法上の契約により損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されているため、法令で全ての指定金に担保提供を義務付けることは過剰な規制と考える。</p> <p>所管官庁からは、「8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答している」旨の回答があったが、それは全ての地方公共団体一律に義務付ける理由にはならない。当協会が会員銀行に対して実施したアンケートでは、金額設定根拠が不明な団体や極めて少額の担保提供を求めた団体(例えば10万円未満、100万円未満の団体もある)も多いとの声が寄せられており、規制があるため形式的に徴求している先もあることが窺われる。一方、指定金融機関側には、担保残高の管理や債券を差し入れる場合の償還期日の管理等の事務が発生し、負担となっている。</p> <p>以上から、地方公共団体および民間金融機関の意見を聴取のうえ、担保提供義務を廃止していただきたい。それが困難な場合、担保提供を不要と考える地方公共団体が自らの判断で担保提供の要否を決められるよう、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、指定金は担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加いただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	地方自治法施行令、地方公営企業法施行令	対応不可	<p>現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保する必要があるためです。</p> <p>地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることや、調査後もこれを変更すべき社会情勢の変化もないことから、現行制度を維持すべきであると考えています。</p>
8	10月31日	12月24日	1月17日	地方自治	住民票請求における提出書類の簡略化	<p>(具体的内容) 「保険契約の引受保険会社からの住民票請求については、該当の保険契約の存在を確認できる限り応じていただく」とも、提出書類の簡略化とあわせ、全国一律の内容とすることを提案する。</p> <p>(理由) 保険契約者に保険証券等を郵送した場合に宛先不明となり、代理店調査では保険契約者住所が判明しない場合に、保険契約者住所の住民票調査を実施している。</p> <p>平成20年5月1日の住民基本台帳法の改正により、第三者からの住民票請求が厳格化され、現在、住民票取得のために以下の問題が発生している。</p> <p>(1)市役所等の地方自治体により、住民票取得のための取付書類(履歴事項全部証明書(=登記簿謄本)の要否等)が異なる場合がある。</p> <p>(2)保険契約者には保険証券以外の郵便物も送付するが、郵便物の種類によっては住民票請求に応じていただけない場合がある。</p> <p>上記のような状況のため、住民票取得までに相当の日数を要したり、(2)については住民票取得ができないため、保険契約者に連絡がとれないまま、保険契約者が不利益を被る結果になってしまうことも懸念される状況である。</p> <p>なお、保険会社は「保険検査マニュアル」において顧客保護の観点から、保険契約者住所が不明になった場合、可能な範囲で調査を行う義務があると定められている。そのため、保険契約者の個人情報提供および取得は、「保険契約者住所の把握」が目的であり、保険契約の履行に必要なものと判断でき、また、郵便物の種類によって変わるものではない。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	総務省	市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者であって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができます。	現行制度下で対応可能	住民基本台帳法第12条の3	<p>住民票の写し等の交付事務は市町村の自治事務であり、交付の申出においてどのような資料を添付させるかについては、最終的には市町村において判断されることとなるものであるが、既に「法人等から契約に基づき債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月18日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長あて事務連絡)において地方公共団体に取扱いを示しているところであり、この通知を踏まえて市町村において適切に対応されるものと認識しています。</p>